ルネサスルール無視にレッドカードを

疑問だらけのリストラに、各地から次々と相談者

産業革新機構の支配下におかれたルネサスエレクトロニクでは、過去のリストラとは明らかに異なる「ルール無用」とも言える事態が、続々と発生してきています。

育児・介護無視の大転勤

育児・介護休業法の第26条では、労働者を転勤させる場合には、育児や介護の状況を把握して、それらが困難とならないように配慮する義務を定めています。ところが会社は、転勤の必要性の薄い労働者にまで遠地への配転命令を出し、退職しかないような状況に追い込んでいます。

事実、部門丸ごとの転勤によって、女性のほとんどが退職した職場も既にあります。これは同法26条だけでなく、法律の制定根拠となった I L Oの156号条約、ILOの165号勧告にも反するものです。

大賃金カットも違法の匂い

この10月から施行された新人事制度により、 労働組合員の月収が平均で10%減り、25%を 超える減額となる人も400名います。

労働基準法の第91条では、問題行為を犯した 労働者が減給処分になる際の限度を、10%と定 めています。この10%という限度が、業績不振 企業のリストラにおける減給の限度にも援用さ れています。今回のように一度の施策で10%を 超える減額を行うことは、例え激変緩和があるに しても、大いに問題で、違法が疑われます。

解雇4要件の骨抜き狙う

半年ごとの一時金の査定において、労働者を相対評価して、下位1割の人に対し、新セカンドライフプラン(退職を前提とした準備をする制度)を取るか、または現在よりも低い等級に落とす施策が実行されようとしています。実行されれば、多数の労働者が不本意な退職に追い込まれていくのは間違いありません。

これを整理解雇の必要性のない平時に、労働者の 能力を生かす努力をせず、労働組合との合意もなく 実施するのであれば、整理解雇4要件を骨抜きにす る脱法手段であると解釈できます。

ひとりでも入れる労働組合

電機・情報ユニオンに相談を

電機・情報ユニオン本部

〒105-0004 東京都港区新橋4-24-3エムエフ新橋601

Tel & Fax 03-6450-1777

Email : denkiunion@gmail.com
URL (http://www.denki-joho.jp/)

これら3つだけでなく、昨年から断続的に行われている早期退職制度では、執拗な面談を繰り返す退職強要が相変わらず行われています。

また、繰り返すリストラで人員が激減し、武蔵事業 所では裁量勤務適用者の月残業時間が、平均40時間 に達するなど、厚労省の基準(例外を除き、年間36 0時間以内)を超える異常な水準です。

法や規制や社会通念をないがしろにして、それらを 労働者の負担に変えて利益を捻出しようとする会社 方針によって、職場が壊れて事業が継続できなくなっ てきているのではないかと、私たちは心配しています。

この異常な事態に、各地からルネサス懇および電機・情報ユニオンに相談が寄せられており、いま、相談者と話し合い、解決にむけて取り組んでいます。

ルネサス懇

ルネサス関連労働者懇談会 2014年10月 No. 24

E-Mail: renesaskon@gmail.com Web: http://www.renesaskon.net/

住所:〒105-0004 東京都港区新橋4丁目24-3 エムエフ新橋601号 電機労働者懇談会気付

TEL & FAX: 03-6540-1777

ルネサスエレクトロニクスは、育児・介護休業法を無 視した広域配転、8回の退職強要の面談、賃金・労働条 件の大改悪など、働く者の雇用と生活を破壊する策動を 強行しています。

しかし、労働者も黙っていません。雇用と生活を守る たたかいに次々に立ち上がっています。

武蔵事業所で働く2人の女性労働者は、育児・介護休 業法26条をより所にして、高崎事業所への配転強要に 立ち向かっています。

Aさんは、退職か高崎への転勤・出向の二者択一を6 回にわたる面談で迫られ、遠距離への配転を強要されて います。高崎事業所に通うには、自動車通勤で、片道3 時間半を要します。

Bさんも、高崎配転をAさんと同じように強要されて います。高崎事業所には、新幹線を利用しても片道2時 間半の通勤を強いられます。

武蔵事業所での勤務継続を熱望する二人に対して、ル ネサスの人事関係者3人は9月24日(水)、解雇予告 通知書を手渡し、高崎事業所への配転を迫りました。

厚労省に指導を要請

女性労働者から相談を受けた電機・情報ユニオンと日 本共産党の小池晃参院議員は9月26日(金)、厚生労 働省に対して、育児・介護休業法に基づいて指導・助言 するよう要請しました。

小池晃議員は「育児・介護休業法は何のために あるのか。国会答弁でも転勤時には育児などの状 況に配慮すると言われている。当事者の声を無視 していることについて是正が必要だ」と指摘しま した。

厚労省の担当者は、「状況を確認し、解決でき るよう、東京労働局に伝える」と述べました。

二人の高崎配転を中止せよ

「往復7時間の通勤で、どうやって生活しろと言

うのか」「あまりにもヒド過ぎる話で、会社は鬼か」「交通事故にあったら、取り返しがつかなく なる。命に関わることよ。誰が責任を取るの」「ヒドイ退職強要だ」など、怒りの声が職場内外か らあがっています。

「ルネサスは育児・介護休業法を守れ。二人の高崎配転を中止せよ!」の声を高めて、二人が武 蔵事業所で働き続けられるよう、力を合わせていきましょう。

川崎合同法律事務所のルネサス法律相談

連絡先:電話044-211-0121 藤田 温久弁護士、川岸 卓哉弁護士 メール kawagishi@kawagou.org

相談は無料です。困ったら、一人で悩まずに、まずは相談を

ルネサスリストラかながわ対策会議

代表委員アピール



神奈川県内にある ルネサスエレクトロ ニクスをはじめ、ル ネサスシステムデザ インの従業員すべて の人の生活権、労働 権を奪う企業の横暴

電機・情報ユニオン 神奈川支部長

中村 由紀子 代表委員 な経営はとても許さ れるものではないと の共通の思いで「ル

ネサスリストラかながわ対策会議」に参 加してともに闘っています。

この闘いは、県内で同じようなリスト ラ攻撃で闘っている電機産業 日立をは じめ、富士通、ソニー、パナソニックな ど、多くの労働者へ励ましと勇気を与え ています。

声をあげ、企業の身勝手な経営をこれ 以上許さない団結した力を示そうではあ りませんか。



9月26日(金)厚生労働省に要請